

ペットの民事信託契約書

詳細ひな型・実務解説付き

2026年9月改訂版

ホームページ掲載用・参考ひな型

重要：本書は一般的な参考資料です。個別の信託・遺言は、家族関係、財産、ペットの状態、税務、受託者・飼育者の属性等に応じて内容が大きく異なります。そのまま署名・使用せず、必ず個別案件に即した法的・税務的検討を行ってください。

（個別具体的な現状、様態、希望する未来の効果等、相談が必要な条文は除いてあります。ご了承ください。）

成田新一法務特定行政書士事務所

特定行政書士 成田新一

はじめに - このひな型の設計方針

本ひな型は、従来の簡易な「ペット信託」サンプルを、2026 年時点の信託法、税務上の注意、マイクロチップ制度、受託者と飼育者の役割分担等を踏まえて、ホームページ上で一般の方が参考にできるよう大幅に拡充したものです。

このひな型で採用する基本モデル

委託者（飼い主）＝当初受益者、受託者＝飼育資金の管理者、飼育者＝実際の世話をを行う者、委託者死亡後の第二受益者＝飼育者又は飼育を引き受ける団体、信託監督人＝受託者の事務を監督する者、という役割分担を基本にしています。ペット自身を「受益者」とはしません。

目的信託を標準モデルにしない理由

信託法上、受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）は可能ですが、存続期間が20 年を超えられず、税務上は「受益者等が存しない信託」として法人課税信託に該当し得るなど、一般家庭のペット飼育資金の管理には複雑な論点があります。本ひな型では、これらの問題を避けるため、現に存在する人又は法人を受益者とする設計を例示します。

ペット自体は原則として信託財産に含めません

本ひな型は、原則として金銭等の飼育資金を信託財産とします。ペット自体の所有権・占有の移転は、飼育契約、遺言、死因贈与その他の方法で別途設計することを想定しています。受託者が資金管理者、飼育者が日常の世話を担うという役割分担を明確にするためです。

2026 年版で特に追加した実務ポイント

- 委託者の死亡だけでなく、長期入院、要介護状態、認知機能低下等の「飼育移行事由」を定義し、生前の緊急対応を可能にする条項
- 日常飼育費、医療費、高額治療、介護費、緊急搬送費、葬送費等の支出ルールを分けた条項
- 受託者と飼育者を分離し、飼育者への定額給付と実費精算を併用できる条項
- 信託専用口座、分別管理、帳簿、領収書、年次報告、信託監督人による確認等のガバナンス条項
- 第 1 飼育者が世話できなくなった場合の予備飼育者・予備受益者への切替条項
- マイクロチップ情報、自治体登録、狂犬病予防関係資料、ペット保険等の引継ぎ条項
- 信託業法上の留意点、受益者の定めのない信託の 20 年制限と税務上の注意を明示する条項・解説
- ペット死亡後の葬儀、火葬、納骨、遺骨・遺品、残余財産の帰属までを規定する条項

本ひな型の想定当事者

立場	役割	記入例
委託者・当初受益者	飼い主。飼育資金を信託し、生前は当初受益者となる。	甲野 花子
受託者	信託財産を分別管理し、飼育費等を支出する。	乙山 一郎
飼育者・第二受益者	実際にペットを飼育し、委託者死亡後は第二受益者となる。	丙川 美咲

信託監督人	受託者の信託事務・報告を監督する。	丁野 太郎
予備飼育者等	第 1 飼育者が継続できない場合の引受先。	戊谷 ペットケア法人
※ここで獣医さんや動物看護師さん等の専門家にも依頼できます。		※獣医さん等のご紹介が可能です。

ペット飼育支援民事信託契約書（詳細ひな型）

委託者（以下「甲」という。）と受託者

（以下「乙」という。）は、甲が飼育するペットの将来の生活及び飼育の安定を図るため、信託法に基づき、次のとおり民事信託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

- 1 本契約において「本ペット」とは、別紙1「ペット基本情報票」に特定された動物をいう。
- 2 「飼育者」とは、本ペットの日常の飼育、給餌、散歩、衛生管理、通院、投薬その他の世話を現実に行う者をいう。
- 3 「飼育移行事由」とは、第10条に定める事由をいう。
- 4 「信託財産」とは、第11条に定める金銭その他の財産をいう。

第2条（信託の目的）

本信託は、甲が自ら本ペットを飼育できる間はその飼育環境を維持し、甲が病気、高齢、事故、認知機能の低下、長期入院、施設入所、死亡その他の事情により本ペットを自ら飼育することが困難となった場合にも、本ペットが適切な飼育、医療及び生活環境を継続して受けられるよう、必要な財産を管理し、飼育者へ適切に給付することを目的とする。

第3条（信託の設定及び効力発生）

- 1 甲は、別紙2「信託財産目録」記載の財産を乙に信託し、乙はこれを引き受ける。
- 2 本信託は、本契約締結日又は別紙2記載の初回信託財産が乙に移転した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

第4条（本ペットの特定）

- 1 本ペットは、種類、品種、性別、生年月日、毛色、特徴、マイクロチップ識別番号その他別紙1の情報により特定する。

2 本ペットが複数いる場合は、個体ごとに別紙 1 を作成し、本契約の対象とする。

第 5 条（当初受益者）

1 本信託の当初受益者は甲とする。

2 甲は、本信託の目的に従い、本ペットの飼育、医療、介護その他のために信託財産から給付を受ける権利を有する。ただし、乙は、甲の指示又は本契約の定めに基づき、飼育者、動物病院、保険会社、ペットホテルその他の第三者へ直接支払うことができる。

第 6 条（第二受益者及び予備第二受益者）

1 甲が死亡したときは、（相談が必要なため、省略）

第 7 条（受益者指定・変更権の補充）

1 甲は、生存中、乙への書面による意思表示により、第二受益者及び予備第二受益者を変更することができる。

2 甲の死亡後、（相談が必要なため、省略）

第 8 条（受託者）

- 1 乙は、信託法及び本契約に従い、信託財産の管理、支出、記録、報告その他信託目的達成に必要な事務を行う。
- 2 乙は、飼育者と同一人であることを当然の前提とせず、資金管理と日常飼育を分離して運用する。

第 9 条（信託監督人）

- 1 甲は、別紙 3 に記載する者を信託監督人として指定することができる。
- 2 （省略）

第 10 条（飼育移行事由）

- 1 次の各号のいずれかに該当し、甲が本ペットの飼育を継続することが困難又は著しく不適切となったと合理的に認められる場合を飼育移行事由とする。
- 2 （相談が必要なため、省略）

第 11 条（信託財産）

- 1 本信託の当初信託財産は、別紙 2 記載の金銭その他の財産とする。
- 2 本ペット自体は、特に別段の合意をしない限り信託財産に含めない。本ペットの所有権又は占有の移転は、別途の飼育契約、遺言、死因贈与その他適切な方法により定める。

第 12 条（追加信託）

- 1 甲は、乙の承諾を得て、現金、預金その他本信託の目的に適する財産を追加信託することができる。
- 2 追加信託の都度、乙は信託財産目録及び帳簿を更新する。

第 13 条（分別管理及び信託専用口座）

- 1 乙は、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産から明確に分別して管理する。
- 2 金銭は、可能な限り本信託専用の預貯金口座で管理し、日常の私的口座と混同しない。
- 3 信託専用口座の開設・名義表示は金融機関の取扱いに従う。

第 14 条（信託財産の管理方針）

- 1 乙は、元本の安全性及び流動性を重視し、本ペットの飼育費等の支払に支障を来さない方法で信託財産を管理する。
- 2 投機的な金融商品、信用取引、暗号資産その他元本毀損リスクの高い運用は、甲の明示の書面指示及び専門家の助言がない限り行わない。

第 15 条（信託財産から支出できる費用）

（相談が必要なため、省略）

第 16 条（日常飼育費の給付）

- 1 乙は、飼育移行事由発生後、飼育者に対し、別紙 5 記載の月額上限額の範囲で日常飼育費を定期給付する。
- 2 日常飼育費は、定額方式、実費精算方式又はこれらの併用とし、具体的方法は別紙 5 に定める。

第 17 条（通常医療費）

- 1 飼育者は、本ペットに疾病、傷病その他の医療上の必要が生じたときは、原則としてかかりつけ動物病院又は合理的に適切な動物病院を受診させる。
- 2 乙は、診療明細、領収書その他合理的な資料により必要性を確認し、信託財産から支払うことができる。

第 18 条（高額治療及び緊急医療）

（省略）

第 19 条（安楽死その他終末期医療）

（省略）

3 甲が別紙 1 又は別紙 6 に具体的な希望を記載している場合は、その希望を尊重する。ただし獣医師の専門的判断及び動物福祉に反する指示には従わない。

第 20 条（ペット保険）

1 甲が本ペットについてペット保険に加入している場合、乙及び飼育者は、契約継続の可否、契約者・被保険対象の変更、保険料の支払方法等を確認し、可能な範囲で継続する。

2 保険金の請求に必要な資料の保管及び提出に相互に協力する。

第 21 条（飼育者の報酬）

1 飼育者に対し、実費とは別に飼育の労務に対する報酬を支払う場合、その額、支払日、増減条件は別紙 5 に定める。

2 飼育者が親族又は友人である場合も、長期継続の負担を考慮し、報酬の有無を明確にすることが望ましい。

第 22 条（飼育基準）

（省略）

第 23 条（飼育者の禁止行為）

（省略）

第 24 条（マイクロチップ・行政登録等）

1 （省略）

2 犬については、狂犬病予防法上の登録、鑑札、予防注射済票その他自治体手続についても必要な変更・届出を行う。

第 25 条（飼育者の変更）

1 飼育者が死亡、病気、転居、住宅制限、家族事情、経済事情その他の理由により飼育を継続できないときは、直ちに乙及び信託監督人へ通知する。

2 乙及び信託監督人は、別紙 3 の予備飼育者と協議し、本ペットの安全を確保した上で速やかに引継ぎを行う。

第 26 条（緊急時の一時保護）

本ペットの生命・健康に危険がある場合、乙又は信託監督人は、飼育者の同意を待つことが相当でないと認めるとき、動物病院、ペットホテル、ペットシッター、保護団体その他適切な者へ一時保護を委託し、その費用を信託財産から支出できる。

第 27 条（飼育状況の報告）

1 飼育者は、原則として毎月又は別紙 5 で定める頻度で、乙に対し、本ペットの健康、通院、食事、体重、生活状況、支出その他重要事項を報告する。

2 乙又は信託監督人は、合理的な頻度で写真、診療記録、領収書その他の資料の提出を求めることができる。

第 28 条（省略）

第 29 条（省略）

第 30 条（受託者の費用及び報酬）

（省略）

第 31 条（利益相反及び自己取引）

- 1 乙は、信託財産を自己又は第三者の不当な利益のために使用してはならない。
- 2 乙と飼育者又は第二受益者が親族関係その他密接な関係にある場合も、支出の合理性を記録し、必要に応じ信託監督人の確認を得る。

第 32 条（信託事務の委託）

- 1 乙は、専門性又は効率性の観点から相当と認める場合、税理士、行政書士、司法書士、弁護士、獣医師、金融機関その他の第三者へ信託事務の一部を委託できる。
- 2 乙は、第三者の選任及び監督について信託法上求められる注意義務を負う。

第 33 条（受託者の辞任・解任・死亡等）

- 1 乙が辞任、死亡、成年被後見人等となった場合その他任務を継続できないときは、信託法及び本契約に従い、新受託者へ事務及び信託財産を引き継ぐ。
- 2 新受託者候補は別紙 3 に定める。候補者が就任できない場合は、甲及び受益者、又は甲死亡後は受益者及び信託監督人が、法令に従い新受託者の選任を検討する。

第34条（省略）

第35条（本契約の変更）

- 1 甲が意思能力を有する間は、甲及び乙の合意により本契約を変更できる。ただし、受益者、信託監督人その他関係者の権利に重大な影響を及ぼす場合は、必要な同意を得る。
- 2 甲の死亡又は意思能力喪失後の変更は、信託法及び本契約の趣旨に従い、本ペットの福祉と信託目的の維持に必要な範囲で行う。

第36条（信託の終了事由）

（省略）

第37条（本ペット死亡時の措置）

- 1 飼育者は、本ペットが死亡したときは速やかに乙及び信託監督人へ通知し、必要に応じ獣医師の死亡確認を受ける。
- 2 火葬、納骨、埋葬、供養、遺骨・遺品の取扱いは別紙6の希望を尊重し、その合理的費用を信託財産から支出できる。
- 3 マイクロチップ情報登録、犬の登録その他法令上必要な死亡届出を行う。

第 38 条（清算及び残余財産）

- 1 本信託終了後、乙又は清算受託者は、未払飼育費、医療費、税金、信託事務費、葬送費等を精算し、残余財産を別紙 2 又は別紙 3 に指定する帰属権利者へ給付する。
- 2 （省略）

第 39 条（省略）

1

- 2 甲及び乙は、必要に応じ税理士その他の専門家へ確認し、本契約のみをもって税務上の取扱いが確定するものではないことを確認する。

第 40 条（個人情報・診療情報等の共有）

甲は、本信託の目的達成に必要な範囲で、本ペットの診療情報、マイクロチップ情報、保険情報、飼育履歴及び関係者の連絡先を、乙、飼育者、信託監督人、動物病院その他必要な者との間で共有することに同意する。

第 41 条（通知）

- 1 本契約に基づく重要な通知は、書面、電子メールその他当事者が合意する方法で行う。
- 2 住所、電話番号、電子メールその他連絡先が変更された場合、各当事者は速やかに通知する。

第 42 条（協議）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、信託法、民法、動物の愛護及び管理に関する法律その他関係法令並びに本信託の目的に従い、甲、乙、受益者及び信託監督人が誠実に協議する。

第 43 条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、法令上専属管轄が定められている場合を除き、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第 44 条（公正証書化等）

- 1 当事者は、財産額、信託期間、関係者の構成その他の事情に応じ、本契約を公正証書その他適切な形式により作成することを検討する。
- 2 本契約の公正証書化の要否は、公証人その他専門家と協議の上決定する。

契約締結欄

以上、本契約の成立を証するため、本書を作成し、甲及び乙が署名又は記名押印する。
必要に応じ、飼育者及び信託監督人は本契約の内容を確認し、各自の就任・役割について承諾する。

令和 年 月 日

委託者（甲） 住所：

氏名：

印

受託者（乙） 住所：

氏名：

印

飼育者（確認・承諾者） 住所：

氏名：

印

信託監督人（就任承諾者）住所：

氏名：

印

別紙 1 ペット基本情報票

名称	
種類・品種	
性別	
(省略)	
(省略)	
(省略)	
(省略)	
(省略)	
(省略)	
アレルギー	
投薬	
ペット保険	
食事	
散歩・運動	
性格・注意点	
緊急時の注意	

別紙 2 信託財産目録

記載例

金銭 5,000,000 円、追加信託予定額、専用口座情報、残余財産の帰属先などを記載します。実際の額はペットの年齢、平均余命、医療費リスク、飼育者報酬等を踏まえて個別に算定します。

- 1 当初信託財産：金円
- 2 （省略）
- 3
- 4
- 5
- 6

別紙 3 関係者・予備候補者指定表

役割	氏名／法人名	住所・連絡先	就任承諾
受託者			☐
新受託者候補			☐
第 1 飼育者・第二受益者			☐
（省略）			☐
（省略）			☐
（省略）			☐

別紙 4 飼育移行・緊急対応基準

- 長期入院：連続 14 日以上を目安とするが、ペットの安全確保のため緊急時は即日移行できる。
- （省略）
- （省略）
- （省略）
- （省略）
- （省略）
- （省略）

別紙5 飼育費・医療費支出基準

[illegible]

別紙 6 飼育指示書・エンディングケア希望

■ 食事の種類・回数

■ 散歩・運動

■ 睡眠場所・室温

■ （省略）

■ （省略）

■ （省略）

■ （省略）

■ （省略）

■ （省略）

■ （省略）

■ （省略）

■ （省略）

別紙 7 飼育者承諾書（参考）

私は、本契約及び別紙 6 の内容を確認し、飼育移行事由が発生し私が飼育者となった場合には、本ペットの福祉を最優先し、（省略）

令和 年 月 日

住所：

氏名：

印

実務上の重要注意事項

1. ペットは受益権を有する「受益者」として扱わない。本ひな型では人又は法人を受益者とする。
2. 受益者の定めのない目的信託は、信託法上 20 年の存続期間制限があり、（省略）
3. 受託者と第二受益者が完全に同一となり、（省略）
4. 実際の飼育義務は、信託契約だけでなく、飼育者との別途の飼育契約・承諾書で明確にする。
5. 委託者死亡後の本ペット自体の所有権移転は、（省略）
6. 受託者が業として信託を反復継続して引き受ける場合、信託業法上の免許・登録等が問題となり得る。
7. 受益者変更、残余財産、追加信託等は相続税・贈与税・所得税・法人税の取扱いに影響し得るため、（省略）
8. マイクロチップ装着、（省略）

参考資料・法令（2026 年 9 月確認）（省略）

No.	資料	本ひな型での確認事項
1	信託法（平成 18 年法律第 108 号）	信託の定義、受託者の義務、分別管理、帳簿・報告、信託監督人、受益者の定めのない信託、20 年制限、終了事由等。
2 以下（省略）		
3		
4		

5		
6		

利用上の最終注意

本ひな型は契約書作成の参考資料であり、特定の案件について法的有効性、税務上の効果、金融機関の受入れ、公証実務上の取扱いを保証するものではありません。実際に利用する場合は、当事者の関係、財産額、ペットの種類・年齢・健康、飼育者の承諾、相続関係、遺言・任意後見・死後事務等との整合性を確認し、必要に応じ専門家や、獣医師等と連携して個別設計することが可能です。ご自分で作成し実際に使用する場合は、ご自分の責任に基づいて使用してください。こちらはサンプルです。